

総務課	カジノ管理委員会議事運営規程（案）について	令和2年1月10日
<p>1. 趣旨</p> <p>カジノ管理委員会の会議（以下「会議」という。）の運営に関する手続について定めるもの（別添）。</p> <p>2. 主な内容</p> <p>(1) 議長</p> <ul style="list-style-type: none">○ 会議は、委員長がその議長となる。 <p>(2) 会議の公開</p> <ul style="list-style-type: none">○ 会議は、原則として公開しない。 <p>(3) 幹事</p> <ul style="list-style-type: none">○ 事務局長は、会議の幹事となり、議長を助け、会議の進行の補助に関する事務をつかさどる。 <p>(4) 議案</p> <ul style="list-style-type: none">○ 会議に提出される議案は、次の2種とする。<ul style="list-style-type: none">① 議決案（委員会決定を必要とする議案）② その他の案件 <p>(5) 議事録</p> <ul style="list-style-type: none">○ 事務局長は、会議の審議過程を明らかにするため、議事録を作成する。○ 議事録には、会議の日時、場所、出席者及び概要を記載しなければならない。 <p>(6) その他</p> <ul style="list-style-type: none">○ 令和2年1月7日から施行する。		

(別添)

カジノ管理委員会議事運営規程

〔令和2年1月●日〕
カジノ管理委員会決定

(趣旨)

第1条 カジノ管理委員会の会議(以下「会議」という。)の運営に関する手続は、特定複合観光施設区域整備法(平成30年法律第80号。以下「整備法」という。)に規定するもののほか、この規程の定めるところによる。

(議長)

第2条 会議は、委員長がその議長となる。

2 委員長に事故があるときは、整備法第221条第2項に規定する委員長を代理する委員が議長となる。

(会議の開催)

第3条 委員長は、会議の開催に先立って、会議の日時を委員に通知しなければならない。

2 委員は、事故のため会議に出席できないときは、その旨を委員長に届け出なければならない。

(会議の公開)

第4条 会議は、原則として公開しない。

(幹事)

第5条 事務局長は、会議の幹事となり、議長を助け、会議の進行の補助に関する事務をつかさどる。

2 事務局長に事故があるときは、次長が前項に規定する事務局長の職務を代行する。

3 事務局長は、議長の命を受けて、会議に提出される議案について、その内容を整理するとともに、必要があると認めるときは参考資料を付して、会議に提出しなければならない。

(議案)

第6条 会議に提出される議案は、次の2種とする。

(1) 議決案(委員会決定を必要とする議案)

(2) その他の案件

(事務局職員の出席)

第7条 会議には、事務局長、次長、総務企画部長及び監督調査部長のほか、議案に関係のある事務局職員であって議長の指名する者が出席するものとする。

(専門委員の出席)

第8条 委員会は、必要があると認めるときは、専門委員に対し、会議への出席を求め、その意見を聴くことができる。

(関係行政機関の職員等の出席)

第9条 委員会は、議案の審議に必要な関係行政機関の職員に対し、会議への出席を求め、その意見を聴くことができる。

2 委員会は、必要があると認めるときは、前項に規定する者以外の者の出席を求め、その意見を聴くことができる。

(議事録)

第10条 事務局長は、会議の審議過程を明らかにするため、議事録を作成し、総務企画部総務課においてこれを保管する。

2 議事録には、次に掲げる事項を記載しなければならない。

- (1) 会議の日時
- (2) 会議の場所
- (3) 会議の出席者
- (4) 会議の概要

(細目の委任)

第11条 この規程に定めるもののほか、会議の運営に関する手続の細目については、必要に応じて委員長が定める。

附 則

この決定は、令和2年1月7日から施行する。